

- ・ 障害のある子どものショートステイや緊急一時保護が利用できる施設が市内や近隣にない。ひとり親家庭への家事援助等はいくつかサービスがあっても、毎のこととなると費用がかさむことから、利用できていないこと、必要とするサービスのメニューが少ない。国は体制整備を法律で求めるが、それに対して明確な財源委譲がない。または新たな財源の確保がされていない。精神保健に関わる理由による虐待ケースの相談・援助は県健康福祉事務所所管（本市の場合）だが、マンパワーの不足がうかがわれ、訪問指導等に限界があつて、支援をきたすケースが出る。親自身をカウンセリングしてもらえる公的機関の整備を望む（広域的であつてもよい）。
- 虐待通告ケースで、時間をかけて接触（家庭訪問等）しても、玄関口で特に困っていることはないと支援の拒否をされる場合の対応が市だけでは困難なケースがあり、児童相談所のアドバイスを受け対応しているが、子どもの安否確認に時間がかかり、支援者の不安や迷いが長期にわたる。
- ・ 専門的指導・助言が直接できない。
- ・ 専門の相談機関が町内にない。
- ・ 学校との連携が「学校管理」というか、「学校の自助、自主努力」の壁でなかなかうまくいかない現実がある。
- ・ 保護した児童の受け入れ態勢（施設、里親）の不足。虐待家庭への児童の帰宅、指導、ケア。
- ・ 個人情報保護法との兼ね合いから、相談業務が進まないケースもあること。
- ・ 人手。問題が1件発生すると専属がいても厳しいと思う。まして、DVがからんだり精神疾患があったり、多問題をかかえていることが多い。片手間にできるものではない。専門に配置してほしい。
- ・ 相談員と職員の相談ケースへの取り組みや認識の統一が難しい場合がある。職員が兼務という実情もあると思う。
- ・ 大きな制度変更により、市町村により専門性が問われているが、従来、その部分については、大阪府が対応してきた。今後、市町村が専門職員の確保等、求められる専門的ニーズに応えるためには、職員の養成や、財源の確保等大きな問題がある。
- ・ ベテランの相談員を設置しており、軽度は何とか対応できているが、重度の場合、児童相談所との連携が難しい。虐待等については、警察の介入についてもなかなか進まない。
- ・ 相談内容も他課にまたぐ物もあり、それぞれ専門性を持つ職員がチームを作り、継続的なフォローができればよいと思う。
- ・ 職員体制、マンパワーの問題。
- ・ 保護者が子どもの状態を適切に理解していない現状、保護者に理解していただくための教育機関（スタッフ）が必要（障害等についての理解度がなく、適切な養育が

できない親が多く、施設入所措置にも時間がかかり、児童のための早期対応、早期支援ができない状況にある)。

10) 要保護児童対策地域協議会を設置する際に問題となった点

- ・ ①府内のネットワークはあったが、地域のネットワークは無かった。したがって府内ネットワークと地域ネットワーク（協議会）との関係をどうするかが問題になった。実際には、府内ネットワークの府内の各部署をベースに市内の各関係機関に参加をお願いして両方が合体した形で発足した。協議会の第1回実務担当者会議と府内ネットワーク会議を重ねて開催し、協議会の統合を提案した。②虐待防止ネットワークと要保護児童対策地域協議会との違い。既に地域ネットワークを設置している市町も協議会とどう違うかで悩んでいるところが多いようである。家庭児童相談室で非行や障害も含めて対応できるような組織体制、事務分掌にはなっていない。当グループでは、非行や障害の多くは他の部署の担当であるが、関係機関相互に連携して対応する必要があるケースは相談を受けている。
- ・ 「要保護児童対策地域協議会」の移行にあたっては特になし。前身の「児童虐待防止ネットワーク」（2001年設置）を設置する際、業務の目的と個人情報保護との関係が、市の条例上問題となった。→ルールを定め、解決済み。
- ・ 児童虐待防止ネットワークを組み替え、平成18年2月に第1回要保護児童対策地域協議会（代表者会議）を開催するために、手順を踏んでいるところである。現在、先行して個別ケース検討会議、定例実務者会議を開催しているがよく機能している。
- ・ 具体的な相談支援を行うにあたり、知識、技術面も不十分であるため児童相談所主催の研修に参加し、一定の成果を得ている。体制面では兼務の正職員（事務職）3名と嘱託の家庭児童相談員1名の4名で対応しているが、今後、市民へ広く周知されると相談件数の増加も予想され専任の職員配置も必要かと考えている。
- ・ 要綱の作成について。委員選出について。
- ・ 児童虐待防止ネットワークから協議会への組み換えだけでは、障害・非行・不登校等の検討ができない→要保護児童対策地域協議会を3部会制にして対応する予定（虐待・養護部会、障害部会、不登校・非行部会）。
- ・ 本市は児童虐待防止協議会から要保護児童対策地域協議会に移行したため新たな設置をしていない。ただし、法改正により、協議会構成員が所属している法人、団体等のどの範囲まで、守秘義務を課すかが問題となった。
- ・ 教育委員会等他機関の協力。
- ・ 参画していただく機関、団体先の選定。通告から支援までの体制作りが必要だが、市行政としてはほとんど未知の事務であるため、システム構築に苦慮している。
- ・ 分類をいくつにするか迷っている。

- ・ 代表者会議に関係行政機関の実務責任者（課長等）に代表者として参加してもらい、実務者会議を特に設置しないこととした点。
- ・ 構成員（組織）の選定。協議会の会議の種別及び開催頻度。
- ・ これまで委員としてネットワーク会議に参加いただいた市民団体に対して、守秘義務の制約の関係で委員を辞退いただくための調整を要した。
- ・ 構成員の選定に伴い、委嘱の有無及び報酬等の取り扱いについて。会議の構成及び運営方法について。
- ・ 教育関係機関との連携のあり方と方法についての模索（これからも模索していく）。
- ・ 委員報酬度をどうするか（他の協議会との関係もあり、今までのように無報酬というわけにはいかなくなり、財政との調整が必要となった）。
- ・ 要綱の作成や公示などの事務的手続きが煩雑であった。
- ・ 形式主義的だと思った。
- ・ 予算。報酬か報償費を組んでも予算がとれない。

11) 児童虐待防止ネットワーク会議のままで対応し、要保護児童対策地域協議会に移行していない理由

- ・ 間近に合併を控え、構成員の調整が再度、必要となることから、ネットワーク会議のまま対応している状況である。合併後は新町として、設置できるよう検討していく。
- ・ 必置ではなく現状で対応可能なため。
- ・ ネットワークで対応している。要保護児童対策地域協議会の人材確保が困難。
- ・ 合併後検討。
- ・ 適切に対応できているため。
- ・ 現状のネットワーク組織により、ケース検討を行い、必要な場合に地域協議会と同様の組織と連携していくことで支障がないと考える。
- ・ 移行の必要性を感じていない。
- ・ 本年度中に移行したいと考えているが、問6で記入したとおりきびしい。
- ・ 12月いっぱいにできる予定。
- ・ 事例がほとんどない。
- ・ 17年度設置したところであり、今後移行したい。
- ・ ネットワーク自体が虐待防止だけではないため。
- ・ 形よりも日々の相談業務の充実に努めている。児童虐待防止ネットワーク会議が機能している（意識的に幼・保、小・中学校職員等への研修の開催及び日常的な連携の実践）。しかし、年度内には要保護児童対策地域協議会に移行する予定である。
- ・ 特にいまのところ支障はないため。

- ・ 平成18年1月1日、市町村合併予定。合併後、検討したいと思う。
- ・ 平成17年度中の設置を目指し、検討している。
- ・ 合併後、移行することで検討している。
- ・ 虐待に限ってのネットワークも内容が充実しておらず、検討が必要。
- ・ まずは虐待防止を主目的にするネットワーク組織が必要であると考え、また、協議会もネットワークも児童虐待防止問題に関する活動については、基本的に同様であると思われるため。
- ・ 特にメンバーが変わる要素がない。
- ・ 児童虐待防止ネットワーク会議のメンバーについては、民間人として守秘義務を負わないメンバーもあることから、要保護児童等に対応するため児童相談所等のネットワーク会議の機関・団体メンバー及び関係者を限定して招集、協議している。
- ・ 既存のネットワーク会議で対応可能なため。
- ・ 現在の状況では対応しきれていない。今後、要保護児童対策地域協議会への移行を考慮している。
- ・ 事例が少ないため、会議内容がマンネリ化する。
- ・ 平成18年度から要保護児童対策地域協議会への組みかえを検討中。
- ・ 市町村合併後に検討することとしているが、合併後も人口1万人に満たず、町内に国通知で示されているような機関がほとんどない状況である。
- ・ 会議の事例がないため。
- ・ 合併を平成18年3月30日にひかえ、合併後に協議会への移行を予定している。
- ・ 内容が同じであるから。
- ・ 合併後（11月1日）に移行予定。
- ・ 検討中。
- ・ 平成18年度設置検討予定。
- ・ 当市は人口が少ないので現行のままで対応可能。
- ・ 現行のままで対応ができるため。しかし、今後、検討する。
- ・ 要保護児童対策地域協議会への移行を検討中であるが、平成18年度のネットワーク代表者会議で決定したい。
- ・ 平成18年4月から移行に向けて手続き準備中。
- ・ 市町村合併を機に移行することになっている。平成18年4月に協議会設立予定。
- ・ 市町村合併のため。
- ・ 他市の動向に注視し、今後検討する。
- ・ 組み替え予定。構成員・団体が多く調整が難しい。3段階の会議方法を具体化できていない。関係機関への周知度合いに不安（どのくらい末端まで周知できるのか）。
- ・ 現在、ネットワークから地域協議会に移行するため、構成員の見直し、要綱の策定

などの諸準備を進めており、今年度末までには、地域協議会を設置する予定である。

- ・ 来年合併なので、新市発足後、検討の予定。
- ・ 関係機関と調整を図り、要保護児童対策地域協議会に移行したいと考えている。
- ・ 要保護児童対策地域協議会については検討しなければいけないが、ネットワーク会議が機能しているとはいがたい面もあり、機能する組織の編成を考えていかなければいけない。
- ・ 委員の任期満了を契機に協議会への移行を検討中。
- ・ 平成18年4月に町が合併するため新市での対応を考えている。
- ・ 特に支障や不便を感じることはない。職員体制がそのままで、繁雑な業務となっており、検討する余裕もない。
- ・ 早期に要保護児童対策地域協議会に移行を予定している。
- ・ 1月に他市との合併があり、それ以降について詳しいことが分からず。
- ・ 既存の会議で対応が可能であるので、その必要性が出た段階で移行させる。
- ・ ネットワークの協議会への移行を検討中。
- ・ 担当が忙しい。年に数日のネットワーク会議だけでは顔も覚えられない。ネットワーク構成者が顔を合わせ、地域の健康増進に向け、小さいことから丁寧に関わりたい。
- ・ 現在、検討中。

12) 「要保護児童対策地域協議会」「児童虐待防止ネットワーク会議」を「あまり機能していない」「ほとんど機能していない」と評価している理由

- ・ 身近なケースが少ないため、研修会的な内容が濃くなってしまう。会議の目的があいまいになってしまふ。
- ・ 個別ケースでの会議になることが多いから。
- ・ 何かがあつてからの対応のみ、後手。
- ・ 教育委員会の他の会議と同時開催であり、虐待についてほとんど触れられず。本来は虐待のみの会議として、一つ一つのケースについて検討が必要と思う。
- ・ ケース会議、担当者会議は頻繁に行われているが、両会議まで手がまわらない実情。
- ・ 事例が少ないため、毎回、同様の話になる場合が多い。
- ・ 今年11月に設置したばかりのため、まだ1回しか会議を開催していない。
- ・ 平成17年11月に設置して間がないため。
- ・ 事例がない。
- ・ 平成17年12月1日に設置したばかりである。
- ・ 設置したばかりで、まだ、評価ができない。
- ・ 代表者会議、連絡会議、事例検討会議を開催しているが、代表者会議については、

団体のトップが参加するため、現場との温度差がある。

- ・定例化されておらず、各機関の代表者のみの会議となっている。
- ・実際の事例を検討するまでに至っていない。その前に対処しているケースがほとんどである。
- ・ネットワーク会議の中で、代表者会議（年1回）、実務者会議（2か月に1回程度）を開催しているが、個別ケース検討会議については、日々の業務に追われ、余り開催できていない。ただし、関係機関の担当者レベルでは連携・協力はできていると思う。
- ・担当者が兼務であり、密な連携が図られないことがある。組織運営のマニュアル的なものが作られていない。
- ・県から町村へ事務が移ったばかりだから。
- ・係内及び所内の保健師を交えて検討するほか、児童相談所のアドバイスを受けながら対応しているため、特に他機関の職員を集めての会議に至っていない。
- ・縦割り行政の弊害があり、うまく連携がとれない。
- ・年に1～2回の会議。その他はそれぞれの事案があれば個々に連絡。
- ・担当者レベルでの個別支援会議等を頻繁に開催して細やかな対応を行っているから。
- ・まだ回数を重ねていないので、会議自体の位置づけ、どう実際の支援に生かしていくか等、課題がある。

13) 「要保護児童対策地域協議会の設置を検討中である」との回答で検討の際に課題となっていること

- ・協議会の構成団体、代表者会議・実務者会議の位置付け・役割分担等。
- ・構成員をどの程度まで広げるか、個別ケース会議は連携の必要がある機関が必要最小限の人員で行うことが望ましいが、コーディネート役をどこがどのように行うのか、体制作りに苦慮している。
- ・守秘義務に関する罰則規定の理解。既存の児童虐待防止ネットワーク参加機関以外への新規参加の呼びかけ。
- ・平成17年3月に1市7町が合併し新市となった。合併前に1市6町に児童虐待防止ネットワークが設置されていたので、要保護児童対策地域協議会の設置に当たっては、全市規模の「代表者会議」を新たに設置し、「実務者会議」は児童虐待防止ネットワークをそのまま組み替える方向で検討している。
- ・どのような組織にしたらよいか（新たに民生委員、小学校教諭等を入れるのか）。
- ・たとえば弁護士、医師等に対する報酬について、無報酬の委員とのバランスや財政負担等。また、現在、個別ケース検討会は実施しており、その中で、ある程度についてはクリアできるため、必要性を精査中。

- ・ 医療機関（医師会等）との連携方法。ケースの進行管理方法と各会議の開催のバランス。高齢・障害福祉担当課との連携方法。
- ・ 委員の報酬をなしにして、地域社会的要請で使命感をもって対応してもらうようにしているが、実際にはどうであるのか。
- ・ 定期的会議を行う時間がない。
- ・ 協議会の立ち上げまでの手順、構成メンバー。協議会の位置づけ、他の福祉関係協議体との連携、ネットワーク化の必要性の検討。協議会を包括する、あるいはそれを下部組織とする上部団体、統括組織構築の必要性。協議会において諮る案件とその案件を具体的にまとめる下部組織の必要性。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を設置するにあたり、学校教育課との連携のあり方、役割をじっくり検討していく必要がある（非行・引きこもり・不登校など）。
- ・ 構成員の選定。
- ・ 調整機関の業務が新たに増えることについて、その体制の整備（人員配置等）が課題となっている。
- ・ ケースの人権尊重。最も適切な対処方法。
- ・ 人材の確保。
- ・ 構成員について。児童相談所と調整機関が動きやすい小規模の構成とすべきか、広く意見を求めるために規模を大きくしておくべきかが課題である。大きい規模では意見の集約が難しくなるのではと懸念している。
- ・ 市町村協議会でできること、できないことの確認。児童相談所でできること、できないことの確認など多数。
- ・ 合併による調整が必要。
- ・ 個人情報保護法で、情報をどこまで出せるのか課題。
- ・ 来年度、ネットワークから要保護児童対策地域協議会に組みかえる。絵に描いた餅にならないように、今年度中、関係機関と全体会議等で話し合いをする予定。
- ・ 要保護児童対策地域協議会設置後の事務局機能を果たすことに対し、他の事務事業量の増大から、十分な人員配置ができるかどうか懸念される。
- ・ 虐待児童以外のすべての児童の窓口となることから、現在の市全体の取り組みを見直す必要があるか悩んでいる。要綱を作るのは簡単だが、本当に機能する組織を作る必要がある。
- ・ 委員の選任。
- ・ マンパワー不足で、指揮をとる職員がいない。
- ・ メンバーのバランス。
- ・ 相談援助を行う職員の確保（児童福祉司含む）
- ・ 委員の委嘱。

- ・ 参集範囲とその会の権限をどこまでもたせるか。
- ・ 協議のメンバー構成をどのように、どの範囲の方々を対象としたらよいか決められないでいる。
- ・ 協議会委員の人選方法・人数、会議招集時の出席報酬の財源がない。
- ・ 要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止ネットワーク会議の設置の必要性を含め検討中。
- ・ 連携が取りやすい、機能的な組織を確立するとよい。
- ・ 協議会によくある形骸的な会にならないようにするために何を目的にし、何をやるところかを明確にしてから設置したいと思っている。そのためにケースを担当するところやシステムをつくるところなどの、場とメンバーを選択している。
- ・ 11月1日合併が行われたので、今後、設置を検討する。
- ・ 問2の2)と同じ（本年度中に移行を準備し、来年度早々設置する予定）。
- ・ 個人情報の関係。罰則等の関係等。
- ・ 近隣の自治体との合併を控えており、協議会の構成員について検討中。
- ・ 5市町村が合併したが、旧市町村にネットワーク会議を設置していたところがあり、全市的にどのように位置付けるか等、具体的な検討は今後、行う予定。
- ・ 他の委員会で、その役割を担うことができないか検討している。
- ・ 児童相談には、不登校相談・障害相談・非行相談なども対象となると考えるが、相談全般の中で、特に不登校・非行相談については、情報量の不足やそれに対応するノウハウが不足しているのが現状である。
- ・ 構成員が同じメンバーの機関が多くあることから既設置と統合できないか検討中。
- ・ 「要保護児童」の対象が広すぎること。従来のネットワークの非法人の団体が正式構成員になれないこと。
- ・ 構成機関・構成員の選択。
- ・ 通告受理時の適切な判断及び対応。夜間・休日の対応。
- ・ 現在ある虐待のネットワーク会議を、要保護児童のネットワーク会議へ移行する予定だが、非行、障害、虐待分野で分科会形式とするかどうか、代表者会議、実務者会議、ケース会議のそれぞれが担う役割、必要な構成委員、参加機関などについて検討中。
- ・ 学校との連携（保育園、幼稚園、教育委員会とはうまくいっている）。
- ・ 家庭福祉相談における法的及び実地に熟知した職員。
- ・ 市町村合併を平成18年1月に控えているために、新たに人選を行い、平成18年4月に要保護児童対策地域協議会を設置する予定である。
- ・ 人材の確保と予算等の詳細などについて。
- ・ 行政職員以外のメンバーの構成に苦慮していることと、地域資源が不足しているこ

とがネックとなっている。また、予算的な問題もある。要保護児童対策地域協議会の構想は担当部署に協議会を置き、各部会を設置予定であり、各部会については、構想が固まっている。

- ・ ネットワーク会議を要保護児童対策地域協議会へ移行することは決定しているが、その要綱を作成中。
- ・ 平成18年度中に協議会を設置するが、委員のメンバーと協議会の進め方がわからぬい。
- ・ 本市は「児童虐待及びDV防止ネットワーク会議」として、児童虐待とDVの両方を取り扱っているため、要保護児童対策地域協議会の位置づけを要綱見直しの中で検討していく。
- ・ 現在、検討会を持ち課題に取り組んでいる。
- ・ 協議会の構成をどうするか。特に民間のNPO等の取り扱いについて。
- ・ 各機関の役割と連携の仕方を明確にすること。
- ・ 福祉部門と教育部門の連携及び既存の処理システムとの調整。虐待を含むすべての要保護児童の通告窓口は、それぞれの専門の窓口として複数を予定しているが、市民サイドから窓口の一本化を求められても対応が不可能である。
- ・ 平成18年3月に7町村の合併を控え、組織の構成員を検討する。
- ・ 市町村合併後、協議会を設置する予定。
- ・ 他のネットワーク、関係機関との調整等。
- ・ 合併等により、事務が遅延しているだけで、早く取り組むべきだと考えている。

14) 「要保護児童対策地域協議会の設置を特に考えていない」との回答の理由

- ・ 市町村合併を控えているため。
- ・ ニーズが少ないので、他の機関で対応する。
- ・ 教育相談ネットワーク会議を設置しているため。
- ・ 町村合併が来年1月に行われるため。
- ・ 他の委員会と合わせている。
- ・ 10月に4町が合併したばかりで、まだ設置は考えていない。しかし、関係機関との連携はすぐにとれる状態なので、急いで設置をとは考えていない。
- ・ 設置する状況にない。
- ・ 特に必要性を認めていないため。
- ・ 人口の少ない小さな島では、児童虐待防止ネットワーク、要保護児童対策地域協議会等設置するほどの問題もありません。早急な必要性は今のところはありません。
- ・ 設置は検討中であり、年度内設置を予定している。
- ・ 同様な連絡懐疑的な組織があるため。

- ・ 予算確保、人的確保が困難である。各機関の通常業務で要保護児童への対応が可能である。
- ・ 組織化する必要性がわからない。

15) 今後の子ども家庭福祉相談体制の4モデルのうち、そのモデルを選択した理由

- ・ 法改正とネット設立から半年余り経ち、現在のレベルはモデルⅠであるが、市への虐待相談・通報がほぼ倍増し、ネットの事務局としてフル回転している。相談経路として最も多いのが児童相談所経由の相談であり、現状で充分、市としての責任は果たしていると考える。
- ・ モデルⅠとモデルⅣを併合させる。
- ・ 市町村レベルで、専門的な対応ができる体制を整えるには、経費削減の折、無理もあり、現在、最も現実的な具体策としてはモデルⅠが妥当と考える。
- ・ ①相談事例によっては相談者の動静が監視・制限されている場合があること、②相談者の中には、相談することに拒否反応を示す方や、相談すること自体に大きな力（動機付け）を必要とする方も多いことから、相談窓口は多様な方が望ましい、③事例のノウハウは集約的に蓄積されるべきであること、④地域によって相談の対応結果（対応方法ではなく）に違いがないことが望ましい。以上により、中核的機関が必要である。
- ・ 自立までの長期的・継続的な支援を考えた場合、社会的資源からして市町村を中心になるのが望ましい。しかし、専門的な判断や保護が必要なケースは、より専門的な職員を有する児童相談所が対応すべきだと考える（参考：医療機関に例えると、「地域の医療機関」と「地域医療支援病院」の関係）。
- ・ 市町村では、窓口として幅広く情報を収集し、初期のケースマネジメントにおいて、専門的なカウンセラー等の助言が必要な場合は、児童相談所で対応できる相談中核機関としての更なる機能強化が必要である。
- ・ 市町村の相談機関の機能を強化して、要保護児童対策地域協議会が活用されていけば、児童相談所と連携し、子どもの育ちを統一的継続的に支援できる。
- ・ 相談の受付窓口が市町村とし、専門的分野は相談所のような専門機関が行っていく方が良い。それぞれが、その機関特有の役割を果たし、連携を取っていくことが、一番望ましい。市町村、保健センター、保育所は家庭に関わりやすいが、専門的な判断や対応は困難。
- ・ 専門職員がいないため。
- ・ 専門的な相談に関しては児童相談所の支援を必要とするので相談中核機関としての児童相談所の役割はますます重要となる。要保護児童に一番身近な市町村に相談窓口、継続的支援機能を持たせるなど、児童相談所と市町村の役割を明確にする。

- ・ 市町村が一義的に相談を受けることになった以上は市町村がある程度の技術を身につける必要があるから。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を活用する点。ケースの受理・処遇・進行管理・終結までを協議会中心で実施していくレベルになれば良いと感じる。そうした中で、重篤なケース（非行・重度の虐待・施設入所等）、専門的な分野については児童相談所が担当し、在宅ケースは市が担当するのが望ましい。
- ・ 相談業務には専門の知識が要求され、的確な判断が求められることから市の人口規模により実施できる内容には限界がある。よって当面はモデルIのように児童相談所を中心として市町村は軽度なケースに対応できる体制作りが急務かと感じている。今後、この業務を継続していく中でモデルIIからIIIぐらいまでの対応を可能にすることを検討することも必要とは思う。
- ・ 知識や経験が豊富な児童相談所の指示を仰ぎながら虐待ケースに対応していきたいため。
- ・ 人員、予算等の問題から、現状のレベルアップが妥当と思われる。
- ・ それぞれ相談しやすい窓口で受理し、助言、支援していく。対応困難なケースについては市町村が対応し検討していく。
- ・ 専門的な対応を望むので。
- ・ 連携がしやすいのではないか。
- ・ 一定以上の規模を有する市においては可能であっても、小規模な市及び町村においては、人材の確保、経済等の問題から専門性を要する相談への対応は困難がある。
- ・ 相談体制が一番強化できる方法である。
- ・ 迅速な対応ができるメリットがある。児童相談所の負担軽減。
- ・ 市町村においては要保護児童家庭の状況について、学校や保健所等の地域でできることも多く、そこでの相談支援の中で必要に応じ、調査・診断・マネジメントするという、連携した相談体制が必要であると考えるため（予防から援助までの継続した相談体制が可能となる）。
- ・ モデルIIの市町村機関重視モデルが現実的に可能と思われるが、児童相談所及び要保護児童対策地域協議会との役割の明確化が必要となる。
- ・ 在宅見守りケースが相当数あると思われる。市町村としては、その発掘と支援に重点を置くのが良いと思う。相談体制としては従前どおりの方が、市民が利用しやすいように思う。
- ・ 現時点において児童相談所はまだ案件を持ちすぎていて手がまわっていないのと、定期的に学校等との関係を密にできるのは市町村しか今はないと考える。専門家を依頼すれば対応可。現在、専門家をそのつど頼み対応しているケースがある。
- ・ 地域の子どもの問題は地域で解決できることが理想であると考える。しかし、現時

点では、経験も浅く、職員の資質も一定レベルに達していないため、児童相談所等の対応が業務内容に求められる。

- ・ 児童相談所が中核となる必要性を強く感じる。
- ・ 専門性及び経験的対応方法については、専門機関と連携して対処すべきと考える。
- ・ 今までの経験等蓄積されたものがある。市町村に分散させるとレベルが低下する。
政令市、中核市と小規模市町村との格差が生じる。同じレベルで対応できなければ、居住場所によって差が出る。
- ・ 高松市において当協議会を設立したことにより、虐待ケースへの対応など、以前に比べ関係機関との連携が非常に円滑になった。特に、従来、ケースによっては扱う機関と機関の狭間に入り、支援に至るまで遅延したり、見落としてしまう場合があり、これらの問題点をかなり解消することが可能となった。
- ・ 現段階では、専門的な対応が必要なケースは児童相談所、在宅見守りケース等は市と役割分担しながらも、相談窓口は広くしておくことが望ましいと考えるため。
- ・ 法改正の趣旨にそっているから。
- ・ 問題件数が少ないとケース検討会議もあまり開いていないので、経験が少ないため、児童相談所の判断にゆだねたい。
- ・ 職員体制が整っていない、実務経験のある児童福祉司等がない。
- ・ 市町村において相談体制が違うため、それぞれの力を重視していただく方法がよいのではないか。
- ・ 市での対応が可能なため。
- ・ モデルⅡが法改正後の組織に最も近いと思う。
- ・ 重度の相談には市町村では対応しかねる。
- ・ 市町村には現状では、心理判定などができる複数の職員がいない。
- ・ 現在、このモデルで関係機関との連携がうまくいっている。
- ・ 本県においては十分に機能していると思う。モデルⅡが機能するようになるには課題も多いと思われる。
- ・ 相談ケースが増加してくると人員不足により、対応が困難。実務経験者不足のため、児童相談所の協力を必要とする。
- ・ 本町としては事例が少ないとにより、専門的体制作りは難しいため、児童相談所が中心となり、町村は軽度の取り扱いとする。
- ・ 市町村に相談窓口を設置することは、市民の利便性向上につながるので必要なことと思われるが、専門に相談できる人材を確保することは困難である。
- ・ 小規模自治体では、専任の職員を配置することは困難であるから。
- ・ 一貫したケース対応が可能となる。
- ・ やはり専門的な知識と経験を重ねた児童福祉司の方からアドバイスや方向性の決定

について、隨時、支援してもらいながら相談者への援助を安心して決定付けていくことができるため。市の担当者（児童福祉）として、この職についても、すぐには見通しがたてにくいため、強力な援助を児童相談所にお願いしたい。異動等で縦の連携だけでなく、横の関係もとりづらくなることもあり、うまくネットワークを稼動させることは引き続き課題である。

- ・相談は住民に身近な市町村が窓口となるのが最も適しているし、相談の内容により児童相談所との連携の必要性が出てくるケースに関しては、連携しながら対応していくのが良いと思われる。また、ケースマネジメントに関しても困難ケースをすべて児童相談所の担当とするのではなく一緒に関わることが必要と思われるため。
- ・市町村（地域）の役割として、体制の法的整備がされたが、今回の児童福祉法改正は決定的な判断の可否についてあいまいさがある。
- ・市町村では、まだまだ専門的知識、人事体制がなっていないので、児童相談所と並行する方がよいと思う。
- ・消去法で。法的権限を有するのは結局のところ、児童相談所なのでモデルⅡ、Ⅲは却下。また、モデルⅣのように相談窓口が児童相談所一本化になってしまうとケースが飽和状態になり、優先順位を見失ってしまう可能性があり得だから。
- ・市町村で相談対応することは可能だが、結局、児童相談所のSVを受けながらということになる。児童相談所を中心として、市町村は支援的な役割を担った方が、効率が良いと考える。
- ・本来、専門機関が対応すべきであると考えることから、Ⅰが望ましいと思われる。
- ・市町村だけでは判断できないケースやあまり深刻なケース（DVが重複するなど）が多くなり、児童相談所の存在は大きい。
- ・窓口は多いほうが良い。市町村など身近な機関のみだと、「知人がいる」などの理由で相談しにくい者も出てくるので、できるだけ広範囲の相談窓口が必要だと思う。
- ・今までと同様で児童相談所を中核機関として進めている。
- ・専門的対応が可能。
- ・消去法で選択した。モデルⅡ、Ⅲは当町では経験が不足しており、機能しないと考える。モデルⅣは県の負担が大となる可能性あり。
- ・行政まかせの連携でない、地域協議会を推進したいと考えるため。
- ・小さな市町村で相談ごとに対して即決が不可能。
- ・モデルⅡで住民に近い市町村が相談窓口になり、児童相談所へつなげるかどうか一次判定を行うべき。その後の支援体制にもつなげられると思う。
- ・市町村の体制が整っていくのが困難だと思われるため。
- ・各関係機関と連携し、それぞれ役割分担を行い、多角的かつ一体的に取り組まなければならぬ。「モデルⅣ」で要保護児童対策地域協議会を活用しつつ、不安な親

や地域の人たちがいろいろなところに相談できることが必要である。「モデルⅠ」も考えられる。しかし、市町村のレベルに応じた体制が必要でひとつには決めかねる。

- ・ 現実的である（磐田市としてできる範囲内である）。
- ・ 相談窓口である市町村で児童相談所介入ケースを整理する。重要事項については児童相談所での決定が良い。
- ・ モデルⅡ、モデルⅢについては、新たに専門性の高い職員の配置を要することになり、当市が整備を進めることの可能な体制としては、モデルⅠかモデルⅣということになる。モデルⅣについては、現在、要保護児童対策地域協議会の設置に向け準備中であるが、地域協議会に参加する各機関の意向が、その時代時代に応じて変化することや、必要に応じて新たな機関を参入し、役割分担について再協議を行うことなどから、必ずしも市町村に求められる対応レベルは一定しないことが考えられる。そうしたことから、当市の将来的な財政状態を考慮すると、現状行っている相談業務をベースに、安定した相談体制、対応をしていくことができるモデルⅠが最も望ましいと思われる。
- ・ 専門性や権限、即戦力としての機能を発揮できるのは児童相談所である。特に相談内容が複雑困難で広域にわたる事例であればあるほど、その具体的対応における児童相談所の存在感は大きい。しかし、児童相談所だけで様々な相談内容を解決することは困難である、地域の既存の相談機関も並行して活用することによって、来談者が抵抗なく相談できる環境整備が必要である。
- ・ 地域ではケースを客観的に判断することができなくなっていることも考えられるので、児童相談所の精査を必要としている。また、専門的な事項については、一般職による対応に限界があるので、児童相談所に判断をゆだねる必要がある。
- ・ 行政職は町の場合、人事異動分があり、対応が異なる場合が生じてくるので、判断力の少ないモデルを選んだ。
- ・ 夜間や休日の緊急対応が市町村レベルでは体制が整っておらず、対応できないため。
- ・ 現実的にできそうな、より良い体制はモデルⅠだと考えたが、ネットワーク等が発展すればモデルⅣも有効であると思う。
- ・ 6市町村の担当窓口の職員が必ずしも、専門的知識を持っているとは限らない。
- ・ 市町村の体制が現状のままで、要保護児童対策地域協議会の実績もまだ不明な段階では、モデルⅠ以外の選択は考えられない。大規模な市区以外の市町村の実態を考えていきたい。
- ・ 市町村では、職員配置・相談体制も不十分であり、モデルⅠが何とかできるかどうかといった現状である。
- ・ 今までの流れを段階的に変化させてゆくために、スムーズに流れが作られ、相談対

応が順調に進むと思われる。

- ・ 小さな町村では相談・調査等すべて行うだけの能力もなく難しい。既存の機関を強化しつつ、他機関とも連携するのが良いと思われる。
- ・ 事例がほとんどなく、あつた場合、適切な対応ができない。
- ・ 小規模自治体でレベルⅡは困難。
- ・ 市町村だけでは対応できないケースについても、関係機関の意見を参考に対応できる。
- ・ 専門的な機関が中心の方が安心できる。地域と連携して、地域も支援していければ問題ないと思う。
- ・ 専門性の高い児童相談所の機能を強化することと、市町村も相談窓口として充実させることで、より幅広い対応を行うことができるため。
- ・ 市町村の機能を強化するのはよいが、市町村のみの対応では専門的なことがわかりにくく対応しにくいので、児童相談所と連携をとりながら対応したほうが効果がある。モデルⅠを進めながら市町村の職員が研修を重ねていき専門的知識を身につけていくと良いと思う。
- ・ 専門の職員がそろっているため。
- ・ 専門知識が豊富。
- ・ 人員確保が困難な状況下では、これまでどおり児童相談所が主体となってもらいたい。
- ・ 規模の小さい市町村では、中核機関の強化が望ましいと思われる。
- ・ 市町村でのレベルⅡは難しい。
- ・ 現在の体制に一番近いため。
- ・ 市町村においては、専門性を有する職員の確保が困難。
- ・ 市町村の対応方法について、都道府県、児童相談所からの技術的助言、アドバイスをいただくことが、より適切な手法と考えられる。それを踏まえ、市町村が経験を積み重ねることで、徐々に市町村にシフトした体制としていくことは可能。
- ・ 当町の現状では、受付ぐらいしかできない。
- ・ 専門的な対応が可能となるから。
- ・ 市町村を含む他の機関との連携が最もとりやすいから。専門スタッフの配置ができるから。市町村では窓口の設置さえできないから。保健師と福祉（児童）の職員が別の課であったりしている。
- ・ 地域のさまざまな既存の相談機関窓口も並行して活用する部分が良いと思います。
- ・ 小さな自治体ではモデルⅠは今までと何ら変わらないし、Ⅱではハードで無理なので、Ⅳが理想かと思う。
- ・ 住民の対応については、基本的に市町村機関が行うほうが早く、情報も収集しやす

い。また、市町村機関が行うことにより、行政能力にも力がつくと思う。ケースバイケース、県重視の事例もあると考えられるので、モデルⅢとはしなかった。

- ・児童相談所には専門職員がそろっている。
- ・要保護児童対策地域協議会を活用し、福祉・医療・保健・教育の連携を図っていく。
- ・問4－3)と同理由。措置決定機関と支援機関は分けた方が良い。
- ・児童相談所を中心機関として強化することが、適切である。
- ・市町村受付ケースについて、児童相談所の定期的SVを受けること、また内容の一時診断、リスクの正確なアセスメントなど、児童相談所との連携を強化する中で、市町村での対応ケース、児童相談所での対応ケースを明確にして連携し、相談体制を整えていきたいため。
- ・基礎データが一番集めやすい。
- ・ケースの状況の判断には、専門的な知識と経験が不可欠で、町村単位では対応が難しい。
- ・地域に密着している地元の相談室が対応しやすい。
- ・市町村機関は、地域の特性を理解したうえでの対応や、関係機関との連携がとりやすい。
- ・児童相談所が専門的な知識を持っている。
- ・いろいろな面（虐待・不登校等）で市に任される部分が多くなり、市町村でできる範囲の相談と早めに対応が必要な内容がある。その判断を誤らないためにも、区分けされている内容のⅡの選択は分かりやすいため。
- ・町には専門職がいないため、判断やマネジメントまでは難しい。
- ・現状では、市町村での実務経験のある相談員の確保が困難であり、また相談種別が課レベルで分かれるため児童相談所を中心機関とする必要がある。
- ・専門性が高い。
- ・核として児童相談所があり、並行して市町村機関が連携を取りながら対応していくことが、現状からは成り立ちやすいと思われる。ただ、市町村の相談機能を今後充実していく方向で、児童相談所が指導していく必要がある。
- ・現時点において、当町で対応可能と思われることから、モデルとして選択。
- ・市の窓口でのみ運営する事は、現在のスタッフでは無理。
- ・現時点においてはすでにモデルⅢに近い動きになっている。
- ・基本的に住民の身近な相談は市町村であることから。
- ・地域性に合致している。
- ・要保護児童対策地域協議会が設置されている場合は「モデルIV」がもっとも良いと考えるが、協議会が設置されていないこと、また予定がないことから「モデルI」にした。体制として重要なのは児童相談所との連携強化。市町村にとって、地域性

等から、相談件数の差が多いと考えられる。多い市町村と少ない市町村では体制整備の考え方方が異なる。市町村合併を含めた体制整備が求められると思う。

- ・町村では専属で仕事をしているのではなく、他の仕事を抱えて仕事の合間に相談を受けるというような状態で行っている。児童相談所に何もかも相談に乗ってもらっているのでⅠを選んだ。
- ・対応レベルが小都市では理想的。
- ・各機関でも、これまでと同様に相談を受けるようにし、市町村を含め、相談窓口の範囲を広くした方が良い。
- ・児童家庭相談の専門機関は変わらず児童相談所である。市町村業務にも明記されたが、窓口は並行して持ち、児童相談所は今までのケースの積み上げから判断・支援方法等を市町村に助言・指導するスーパーバイズ機能を持ちながら市町村と連携し、切れ目のない支援をしていく必要がある。また、いろんな権限は児童相談所にあるため、中核として一層専門性を高めてもらいたい。
- ・相談窓口、調査については身近な市町村が適しており、判定等専門的知識や経験が必要なものは児童相談所でと考えるから。
- ・役割が明確である。
- ・相談体制の専門性の維持を考えたとき、どの程度まで図られるのか。市町村の規模によっても異なってくる。また、幅広い見地とノウハウを持っている児童相談所とタイアップしていくことで、より望ましい支援が提供できると感じる。
- ・地域に密着している市町村で、児童福祉司のような専門スタッフを配置し、相談体制の確立を目指し、他の機関と連携をうまくとつていけば、効果は大きいと思われる。
- ・子どもを取り巻く相談体制を考えたときに、一つの行政機関より二つの行政機関（県と市）が役割を分担して対応するのがよい。その役割分担も、市は手当や居宅サービス、生活保護等を所管しているので、関係機関の調整や民生委員児童委員とのつながりからも周辺調査にとどまることがよいと思う。
- ・現在の対応がこの方法に近いから。Ⅰは十分なSVが受けられるとは考えにくい。Ⅲは本来は機能しやすいと思われるが、体制整備が厳しい。Ⅳは協議会が機能していくのか不確定。
- ・市町村窓口のみで、すべての相談を受理するのは困難だと思われる。レベルⅡを求める場合は、市町村内に専門的な職員の配置や児童相談所のスーパービジョンとしての役割が今以上に必要である。
- ・現時点では、市町村機関重視モデル、市町村ベースモデルにより、市町村が対応できる体制が整備されていない状況と思われるため、その地域の実情に応じた各機関が協働で対応していくことが今後、重要と思われるため。

- ・ 市の持っている社会資源を有効に活用することを考えるとⅠが最も良いと考える。
- ・ 市民にとって、どのモデルがよいかと言えば、モデルⅡ・Ⅲではないかと思われるが、現段階ではモデルⅠを目指したい。とはいえ難しい。何事においても法律が先行し、後、体制作りをしていくため、前段階での準備がないまま対応を余儀なくされている。知識や経験の積み重ねが不可欠と認識し、そのために時間が必要であるが、早急に対応が必要なケースと出会うこともあり、対応に苦慮している。
- ・ 子ども家庭相談体制は県が窓口となり、児童相談所に送致されるものと、児童相談所と市町村が協働で対応するものとに分けたほうがよい。相談が市町村窓口の場合はあまりに近すぎる感があり、相談者が限定される。
- ・ 専門性、権限を有する児童相談所が、関係諸機関やネットワークの中核となるべきと考える。
- ・ 県の児童相談所は人材、ノウハウを持っており、その機能を使うべきである。
- ・ 専門性を考えると基本線は変えずに、市町村で対応可能な領域を広げていくのが良いと考えるから。
- ・ 市町村では、専門職と言っても保健師などに限られており、市町村間の力量差も大きい。よって、基本的にレベルⅡの対応がどこまでできるか疑問。モデルⅣについて一児童相談所と両方で相談を受けたほうが、相談者もその人の抱える状況の中で相談場所を選択でき望ましい。緊急性や専門性を要するケースなどは、市町村を通じず措置権を有する児童相談所へ直接相談したほうが合理的で、市町村を経由すると対象者は同じ話を2回することになる。モデルⅣについて一要保護児童対策地域協議会は各関係機関の集う場であり、各々の関係機関の独自性が確保された中での協力関係が現行の法体系での位置づけとなっている。都道府県の児童相談所に権限を集中させる意味が不明。政令市の児童相談所との関係、及び、中央児童相談所と市町村の円滑な関係が維持できるのも不明。
- ・ 身近で、対象児童への迅速な対応が可能な市町村窓口としての役割を強化することの必要性があると考えるが、市町村において専門職の人員配置が困難なため、専門職による児童相談所を中枢機関とした体制とならざるをえないと考えられるため。
- ・ 受理会議やケース検討会議に要保護児童対策地域協議会を活用すべきと考える。
- ・ 各市町村で相当の実務経験のある相談員や職員を必ずしも確保できるとは限らない。モデルⅣの場合は、都道府県と市町村をつなぐ役割に要保護児童対策地域協議会を利用することだが、要保護児童対策地域協議会はひんぱんに開催できるものでもないので、迅速な対応ができるのか疑問。
- ・ 小さな山奥の町では保健師は何でもこなさないといけない。スタッフ不足と、専門的知識や技術が劣る。
- ・ 市町村で発見される虐待ケースやボーダーのケースなどがあるが、一時保護等の権

利は児童相談所にあるため、より具体的な関わりをもつことができるのには児童相談所であると感じる。一方、市町村や保育所等は乳幼児、保護者等とより身近で接点をもてるため、日頃の関わりの中で、支援できることもあると思われるため。

- ・ 現存する機関を有効に活用できると思ったため。
- ・ 現段階での市町村の力では、まだまだ十分には対応できない。また、市町村は発生予防・重症化予防に力を注ぐべきだと考える。
- ・ 従来、市町村において、家庭児童相談事業があまり活発に機能していなかつたため、やはり児童相談所へ頼るしかないと思われる。
- ・ 関係機関との協働しながらの対応にポイントをおいている点から。
- ・ 実務経験のある相談員の確保が難しい。
- ・ 最終的にケースに関わっていくのはその地域であり、市が全面的にケースマネジメントを行う必要があると考える。また、このモデルならば、児童相談所に頼るだけでなく、市町村もレベルアップされると思われる。
- ・ 既存の相談機関窓口で、つながりをもてば、情報の共有によりいろんな判断ができる。
- ・ 国や都の指針でも示される形であることが、子ども家庭福祉支援において望ましいと考える。その上で、児童相談所との連携・分担は必要不可欠である。
- ・ 市町村が住民に身近で、なおかつ、支援に必要な各種情報を多く持っているため、今後の子ども家庭福祉相談体制について、中核的な役割を担うことが、迅速かつ適切な対応につながると思われるため。
- ・ 現段階ではモデルⅠがもっとも現実的である。最終的にはモデルⅢまたはⅣの体制が望ましい。
- ・ 村では専門員の設置が難しいので、さまざまな機関と連携していくことが望ましい。
- ・ 早くに実施が可能。
- ・ 本年4月に市町村に委譲されたばかりなので、いきなり、市町村重視型は無理だろう。ただ、通告ケースは増える一方なので、児童相談所の対応にも限界がある。市町村がノウハウを身につけるまで、最低限、児童相談所重視型対応は必要であり、その後も児童相談所のスーパービジョンは必要なので、市町村と児童相談所の協働が理想であると思われる。
- ・ 市町村受付ケースは児童相談所に報告し、児童相談所受付ケースは精査して市町村のケースにと情報交換が多いが、反対に、役割分担し、要保護児童対策地域協議会を有効活用していければよいと考える。
- ・ 相談の流れや法的対応の方法など、他のモデルよりも役割分担が明確であるから。
- ・ 住民に身近な窓口はあった方がよい。しかし、内容が重度のものは、児童相談所を中心とし、市は入り口としてのニーズの把握などや、支援体制として、各機関をマ

ネジメントする機能を役割として持つことが良いと思われる。

- ・児童相談所がこれまでも相談の中核であったから。
- ・現状では一番、実務的であるため。
- ・中央児童相談所と市町村の対策地域機関とが密接なつながりを持ち、常に問題に対応できる体制だと考える。
- ・児童相談所には専門的人員がそろっている。市町村で人員をそろえるのは無理である。
- ・児童問題等に関し、専門性の高い児童相談所を中心として、市町村が相談支援窓口の役割を担いながら、関係機関との連携を図るのがベターと思われるため。
- ・ケースを児童相談所と市町村とに振り分けるイメージよりは、各ケースで児童相談所と市町村が協働し、ケースの性格に応じてマネジメントを児童相談所と市町村に振り分ける方が、実態に合っていると思われる。また、児童相談所と市町村をつなぐ役割として、要保護児童対策地域協議会は非常に有効である。
- ・今後、地域の実情がよく分かっている、また、地域の団体とのつながりも多い市町村が家庭児童相談室等を中心に相談体制を考えるのが良い。
- ・今まで、モデルⅠのようにやってきたから。
- ・現在の体制にもっとも近いため。
- ・法改正により、市町村が第一線機関とされたが、現実は相談機関の機能がまちまちであり、専門的な人材確保も困難な状況にあり、児童相談所が中核機関として市町村の対応を支援していく必要がある。
- ・窓口業務として、経験を積み、対応できるようになるまでは、児童を並行して指導してもらいながら、相談を受ける方が安心であるため。
- ・児童相談所は専門機関であり、相談の中核機関とすることは当然のことである。
- ・窓口は一つにまとめるほうが良いと考えるが、受け入れに限りがある。
- ・情報の収集間口は広く、地域の様々な相談機関を活用し、高度な学術的研究や専門的判断については児童相談所の機能を人的・質的に強化されるのが良いと思う。
- ・実現性がある。
- ・専門職として市町村のマンパワー不足。
- ・現在の児童福祉法では、市町村では対応できない現実があり、モデルⅣは各役所の責任のたらいまわしに終始する可能性が高いので、やはり児童福祉法の番人たる児童相談所が責任を持って責務を果たすべきである。
- ・現在、市で有している機能、人員等を考えるとモデルⅠが好ましい。児童相談所と連携して対応していく。
- ・相談のみで解決する問題は少なく、母子生活支援施設をはじめとした、地域の社会資源との連携が重要となるため、市町村レベルよりも広域的に考えるにはモデルⅠ